

## 第7章 事前配慮の内容

「千葉県環境影響評価等技術指針」（平成11年6月12日 千葉県告示第249号）（以下、「技術指針」という。）に基づき、「千葉県環境基本計画」（平成23年3月 千葉県）に掲げられている行政区別環境配慮指針及び事業別環境配慮指針について、本事業の事業特性や地域特性を踏まえて、配慮すべき事項を選定した。

行政区別環境配慮指針について、対象事業実施区域の位置する若葉区における課題と配慮の方向から選定した配慮すべき事項と、事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性は、表7-1(1)、(2)に示すとおりである。

また、事業別環境配慮指針について、本事業が該当する「供給処理施設」に対して掲げられている環境配慮事項に対し、本事業における配慮の区分と配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針は、表7-2(1)～(3)に示すとおりである。

表7-1(1) 行政区別環境配慮指針

課題と配慮の方向		選定	事業計画の検討及び 環境影響評価における展開の方向性
若葉区	生活環境	○	<p>計画施設からの排ガスについては、法の基準値よりもさらに厳しい値を公害防止基準とする。</p> <p>計画施設からの騒音については、著しい騒音を発生する機器類は、隔壁、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置する等の騒音対策を講じ、敷地境界での騒音レベルは法令及び条例等を遵守するものとする。</p> <p>また、計画施設の関係車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を採用するよう努めるとともに、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速など高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</p> <p>環境影響評価においては、工事中の工事用車両の走行、供用時の施設の稼働に伴う排出ガス及び廃棄物の搬出入による大気質及び騒音への影響について調査・予測及び評価と環境保全対策の検討を行う。</p>
		—	<p>水質汚濁の防止のため、プラント系排水については、排水処理を行った後に施設内で再利用し、余剰分については下水道放流とする。生活系排水については下水道放流とし、雨水排水は、施設内に設ける雨水流出抑制施設に一旦貯留した後、下水道（雨水管）へ放流する。</p>

表7-1(2) 行政区別環境配慮指針

課題と配慮の方向		選定	事業計画の検討及び 環境影響評価における展開の方向性		
若葉区	自然環境	東部	森林や畑地が分布しており、特に鹿島川の谷底平野には水田が分布し、かん養能力の高い地域が多く、森林や水田の保全によりその機能の保持に配慮します。	—	本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、森林や畑地、水田等のかん養能力の高い土地の改変は行わない。
			畑地や谷津田が保全されるよう努めるとともに、宅地等の造成にあたっては原地形の改変を最小限にとどめます。	—	本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、大規模な土地の改変は行わない。 なお、施設の建設にあたっては、原地形の改変を最小限とするよう配慮する。
			鹿島川や里山などで織りなす農村景観や御茶屋御殿跡周辺の景観維持、泉自然公園の自然豊かな景観の維持に配慮します。	○	計画施設の敷地周辺は、多くの高木に囲まれた林があり、緑豊かな地域であることから、敷地周辺との調和に配慮した施設とする。このため、工場棟は必要最低限の高さにおさえると同時に、建物全体に水平ラインなどを取り入れ、上部に淡い色や自然色調を使うなどにより、周辺環境との調和を図る。 環境影響評価においては、存在による景観への影響について調査・予測及び評価と環境保全対策の検討を行う。
	快適環境		新市街地の整備の際の緑地の十分な確保や、農地や天然林・人工林で構成される自然景観の保全に配慮します。	—	本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、大規模な土地の改変は行わない。 なお、計画施設の緑化面積は千葉市公共施設等緑化推進要綱に基づき、敷地面積の20%以上とし、接道部緑化率は70%以上、緑地幅は0.6m以上とすることで極力緑地を確保する計画である。
			都川の中央部に流れ込む坂月川は、大型団地に囲まれた貴重な親水性に富む河川であることから、周囲の緑とともに良好な水辺環境の創出に配慮します。	—	本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、坂月川周辺の水辺環境の改変は行わない。

表7-2(1) 事業別環境配慮指針

環境配慮事項		区分	配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針
エネルギー・資源	全般	ア	ごみの処理に伴って発生するエネルギーについて、場内利用や場外施設へのエネルギー供給、発電等により余熱利用を行い、エネルギー回収率21.5%以上とする。
	エネルギー	ア	ごみの処理に伴って発生するエネルギーについて、発電や温水・蒸気として、場内及び場外において余熱利用を行う。
		ア	場内の空調や給湯等は、ごみの処理に伴って発生するエネルギーを利用する。
		ア	ごみの処理に伴って発生するエネルギーについて、高効率の発電を行い、既存施設よりさらにエネルギー回収率の高い施設とする。
	廃棄物	ア	ごみ処理に伴って発生する廃棄物のうち、スラグとメタルは可能な限り再利用に努め、飛灰は、飛灰処理設備において、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化処理する。
水資源	ア	計画施設で発生するプラント系排水は、排水処理を行った後に施設内で再利用する。	
自然環境	全般	ア	対象事業実施区域は、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所、浸水想定区域等には、指定されていない。 また、本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、貴重な植物群落、野生動物の生息地等の改変は行わない。
	地形	ア	本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、大規模な地形改変は行わない。 なお、施設の建設にあたっては、現地形の改変を最小限とするよう配慮する。
	土壌	ア	対象事業実施区域内にある植物の生育基盤として有効な表土については、工事中は仮置きし、新たに設ける緑化地の植栽基盤としての利用に努める。
	表流水・地下水	エ	計画施設から発生する排水は、施設内で再利用したプラント系排水の余剰分及び生活系排水であり、すべて下水道放流とするため配慮を要しない。
	緑化	ア	計画施設の公共性及び都市景観に配慮し、緑化面積は千葉市公共施設等緑化推進要綱に基づき、敷地面積の20%以上とし、接道部緑化率は70%以上、緑地幅は0.6m以上とすることで極力緑地を確保する計画である。また、植栽は市の木であるケヤキなどの高木、中木、低木、芝張り等により、周辺環境と調和のとれたものとする。
	植生	ア	工事にあたっては、既存の樹林地を可能な限り保全するよう配慮する。

注) ア：事業計画において配慮した事項  
 イ：事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項  
 ウ：本事業においては配慮することが困難な事項  
 エ：本事業においては配慮を要しない事項

表7-2(2) 事業別環境配慮指針

環境配慮事項		区分	配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針
快適環境	文化財	ア	対象事業実施区域は、既存施設が存在しており、既に土地の改変が行われている用地であるが、一部が埋蔵文化財包蔵地となっていることから、工事の実施にあたっては、文化財保護法に基づき必要な手続きを実施する。
	景観	ア	計画施設は、環境を損なうことなく周辺環境と調和し、かつ、シンボリックなデザインとすることにより、まちづくりの活性化と環境問題に対する情報発信基地としてシンボル性を持つ計画とする。計画施設の敷地周辺は、多くの高木に囲まれた林があり、緑豊かな地域であることから、敷地周辺との調和に配慮した施設とする。このため、工場棟は必要最低限の高さにおさえるとともに、建物全体に水平ラインなどを取り入れ、上部に淡い色や自然色調を使うなどにより、周辺環境との調和を図る。
生活環境	全般	エ	本事業は、既存施設の用地にごみ処理施設を建設するものであり、立地場所に関する配慮は要しない。
	大気質	ア	ろ過式集じん器（バグフィルタ）や脱塩薬剤吹き込み、触媒脱硝装置、活性炭吹き込み等の排ガス処理設備を設け、法の基準値よりもさらに厳しい値を公害防止基準とする。
		ア	工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
		ア	環境にやさしい車両の導入として、大気環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入することとしており、電気自動車や燃料電池車等についても、ごみ運搬車両における技術的な動向をみながら、長期的な視点で様々な車種について検証した上で導入する計画である。
		ア	ごみ搬入車両等の関係車両は、定期的な整備・点検の実施、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速など高負荷運転防止等のエコドライブの徹底等の対策を講じる。
	水質	ア	計画施設からの排水について、施設内で再利用したプラント系排水の余剰分及び生活系排水は下水道放流とし、雨水排水は雨水流出抑制施設に一旦貯留した後、下水道（雨水管）へ放流する。
	騒音・振動・悪臭	ア	建設機械は、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。敷地境界には仮囲い（鋼板製高さ約2～3m）を設置する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。
ア		計画施設からの騒音・振動・悪臭については、それぞれ適切な対策を講じ、敷地境界での騒音レベル、振動レベル、臭気指数等は法令及び条例等を遵守するものとする。	

注) ア：事業計画において配慮した事項  
 イ：事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項  
 ウ：本事業においては配慮することが困難な事項  
 エ：本事業においては配慮を要しない事項

表7-2(3) 事業別環境配慮指針

環境配慮事項		区分	配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針
生活環境	その他	ア	<p>ごみの処理に伴って発生する廃棄物として、飛灰については、飛灰処理設備において飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化処理し、適切に処分する。また、廃棄物の処理に伴う排ガスは、最新の排ガス処理設備を設け、法の基準値よりもさらに厳しい値を公害防止基準とし、排水は下水道放流とし、公共用水域への放流は行わない。</p> <p>また、土壌・地下水汚染防止対策として、廃棄物の受入れ場所は、建屋内に設置する水密性の高いコンクリート構造のごみピットとする。</p>

- 注) ア：事業計画において配慮した事項  
 イ：事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項  
 ウ：本事業においては配慮することが困難な事項  
 エ：本事業においては配慮を要しない事項

